



法現象の分析

檜村, 志郎

(Citation)

実践エスノメソドロジー入門:143-157

(Issue Date)

2004-05

(Resource Type)

book part

(Version)

Version of Record

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/90006566>



第 10 章

法現象の分析

櫻村 志郎

⇒人はさまざまな程度で「規範」に服従している。本章では、規範に服従することと区別される、規範を管理し、維持するという仕事に注意を向けていく。その仕事とは、人がそのやり方の中で「従う」命題を発見し、それに「権威」の源泉としての地位を与え続けることである。それは、誰にでもできるやり方に基礎をもつが、とりわけ専門家による仕事となりやすい。本章で展開する法に対するエスノメソドロジーのアプローチは、1960年代の2つの研究に基礎をおいている。本章の最後では、規範を管理し維持する作業を解明する仕方について具体的データを用いて例示する。

1 行為の規律あるやり方

◇規 範 性

「法」という言葉で読者は何を思い浮かべるだろうか。訴訟や裁判、議会の立法や国や自治体の行為、警察による犯罪捜査、経済上の取引契約などであろうか。読者が思い浮かべる「法」はさまざまであるかもしれない。しかし、そこには、いつも、何ごとかが定まっており、自分たちがそれに服従しなければならないという観念、そしてその定まったこと（規範）に服従することが正しいことだという観念、が含まれているように思う。

けれども、わたしたちは、いつも自分の行為をこのように見なしているわけではない。「行為の規範」は、「行為の規律あるやり方」(disciplined ways of doing)の中で、発見され、利用されるものである。

「行為の規律あるやり方」は、「服従」と「権威」という2つの顕著な特徴をも

つ。たとえば、「書く」という行為を規律あるやり方にする方法の1つは、手本に従うことであろう。「接客する」という行為を、規律あるやり方にする方法の1つは、接客マニュアルを用いることであろう。行為の規律あるやり方においては、そのやり方で行為を行うことが「正しい」という観念を含んでいる。「正しい」という観念は、「権威」という存在と関わりをもつ。

ある行為の正しいやり方の表現は、一般にその行為の「規範」と呼べる。「模範」「手本」「マニュアル」「テキストの正しいやり方」等の語は、「規範」を示す。「正しさ」ないし「権威」という観念は、行為者が、ある行為の中で、その行為の「規範」に従うことの、理由を示す。「規範」に従う理由については、行為者を解釈する他者が問うこともあるが、行為者本人が問うこともある。

◇ エスノメソドロロジーのアプローチ

エスノメソドロロジーが現象をとらえる方法はいくつかあるが、本章では、人々が行為によってなすことは、現世的な方法論による、条件依存的で、継続的な仕事であるという観点からとらえるものだと見る。この見方を法に当てはめるならば、われわれの問いは、人々が法という現象を生み出したり維持したり利用したりしていることに内在する、共有された、日常的方法論はどのようなものだろうか、ということになる。いかにして人々が「規律」と「権威」、要するに「行為の規範」という存在を生み出したり維持したり利用したりしているか、という問いである。本章では、法は上の意味で、「行為の規範」を発見することを本質的に含むものであると見る。この仕事を、規範性の発見・管理・維持と呼ぼう。

2 規範性の説明可能性

本節では、エスノメソドロロジーの2つの業績を紹介しつつ、規範性を説明するための1つの接近の仕方を説明する。法律を扱うエスノメソドロロジーの方法は、本章に述べるほかにもある（会話分析の方法による接近については、樫村 [近刊a] で扱っている。法社会学とエスノメソドロロジーとの理論的、実際の関連性についての概観は、樫村 [1998] にある。法現象へのエスノメソドロロジーの手法と視角の適用可能性について、一般的には、樫村 [1989]、樫村 [1990] でより詳しく論じている）。

◇ 偽カウンセリング実験

『エスノメソドロジー研究』(Garfinkel [1967a]) の第3章「社会構造の常識的知識——素人と専門家の事実調査におけるドキュメンタリー的解釈方法」において、ガーフィンケルは、「偽カウンセリング実験」と呼ばれる「実験」結果を報告している。それは、「カウンセラー」と「被験者」の間での「カウンセリング」を模した実験であって、「被験者」は、自分の悩みごとに関して「カウンセラー」に10個の質問をするように指示されている。他方で「カウンセラー」は、「被験者」の質問に対して“Yes”または“No”のいずれかの答えをランダムに与える。「カウンセラー」の答えがランダムに与えられていることは「被験者」には知らせない。この状況で「被験者」がいかに助言を受け取るよう行為していくかを、観察とインタビューによって解明する、というものである (ibid., pp. 79-80. 日本語による紹介として、クロン [1996], 80-100 頁 [原著は Coulon [1987]], ライター [1987], 232-238 頁 [原著は Leiter [1980]])。

偽カウンセリング実験では、「被験者」は、「カウンセラーが実際に何を助言しているか」を、『被験者』の問いに対して『カウンセラー』が“Yes”と“No”と答える」という、明らかに限定された状況の中で、見出さなければならないものとされている。こうすることで、事実を見出すという行為の特徴が誇張され、観察可能にされるとガーフィンケルは考えたのである (Garfinkel [1967a], p. 79)。

ガーフィンケルは、限定された証拠を用いて「実際に何が起きているか」を知るという作業において、人は、「実際に何が起きているか」のパターンを想定し、得られた情報をその想定に組み込むという方法をとることを見出した。こうした利用の中で、その情報は「証拠」と呼ばれるものとなる。社会学的探究においても、日常的行為者も、さまざまな組織的・社会的制約の中で、「実際に何が起きているか」を一般的・類型的に知るという作業に、さまざまな規律の度合いで、従事している。ガーフィンケルは、その作業を「証拠に基づく理解の方法 (documentary method of interpretation)」と名づけた (ibid., pp. 89-94)。

◇ 証拠に基づく理解の方法

ガーフィンケルは、彼の観察を11の項目にまとめている (Garfinkel [1967a], pp. 89-94)。

- (1) 10個の質問を行い続けることは容易であった。

- (2) 「答え」は「質問-答え」として知覚された。
- (3) 質問は計画されていなかった。その代わりに、その時々に変動する、現在の状況に関する回顧的-展望的な可能性の中で、次の質問は行われた。
- (4) 回答は、それに適した質問を探るためにも、用いられた。
- (5) 回答の、不完全性、不適切性、矛盾性等は、管理された。回答の真正性が疑われると、相互行為からの離脱の傾向が見られた。
- (6) パターンは、最初から「助言」として知覚されており、相互行為の間中、その「探索」が継続された。
- (7) 回答は、見ることでできる源泉（質問）から生じたとされた。
- (8) つねに状況はあいまい性をもっていた。
- (9) 集合体の制度化された様相が解釈の枠組として利用された。
- (10) 回答の真正性の保障は、助言に知覚された通常の価値を与えることと同一であった。
- (11) 知覚された通常の価値は、探究の継続中、つねに、定立され、検証され、再検討され、保持され、記録され——すなわち、管理された。

まとめていうと、次のようになろう。事実を発見するということは、見ることでできる特徴から出発して、科学的帰納法や仮説演繹法を用いて、その規則性を見出すということではない。それは、特徴を、始めから、ある「パターン」の「証拠」と見なそうとすることである。その際、人は、行為の前後関係、将来と過去への開かれた地平、状況のあいまいさ、アドホックな説明、社会の制度的様相、共通に知られた事実やそのパターンを、再帰的に、また指標的に、用いる。その探究の、条件依存的で、継続的な達成として、「社会の事実」は、「事実として」管理され続けるのである。

なお、ガーフィンケルは、『エスノメソドロジー研究』のその直後の章で陪審の評議を取り上げ、規範性を帯びた事実認定や価値判断形成が、法的な組織的制約を帯びた状況のもとで、「一般的な事実探究活動の部分的変形」として行われることを示した。

◇ 法律家の仕事

初期の論文「法律家の仕事 (The Lawyer's Work)」(Sacks [1997])で、法学専門教育を修了したばかりのサックスは、法律家の仕事を2つの種類に分けている。

第1の種類は、日常的な仕事の分野であって、通常化の管理 (the management of routinization) である。第2の種類は、裁判に向けた仕事の分野であって、継続性の管理 (the management of continuity) である。

本論文に付されたシェグロフの注釈によると、この研究は、前項でみたガーフィンケルの研究の影響を受けて、1960～62年ごろに、執筆されたらしい (ibid., p. 49)。事実、この研究は、参考文献としてガーフィンケルの上記研究 (それは1962年に論文として公刊されていた) を挙げている。

まず、サックスは、法律家の仕事が、人々が秩序を当然のものとなしている世界、何が生み出されるかは人々の行為の志向するところではなく、むしろ秩序を批判的でなく受け入れることがその維持の条件であるような世界で、行われることに注意を向けている。ところが、法律家は、理由はどうあれ、秩序をそのように見なさない。法律家とは、社会の日常的秩序を日常的態度に依存することなしに維持するにはどうすればよいかという問題に直面する人々である (ibid., p. 43)。

サックスによると、法律家は、①ものごとが日常的に進んでいくものだという信念を停止し、②そのうえで、通常性をもつ相互行為の必要的構成要素の完全な特定を目標とするような行為形式を用意するように努める。たとえば、書面化、整合性、明晰性、包括性、中立性、予測可能性が強調される (ibid., p. 43)。

◆ 法の人格中立性

法律家の構築する人格中立的な世界は、他者の動機、利害、地位等への尊敬に依存しない社会秩序の形成の可能性を開く。サックスによれば、

「日常世界の行為と法的世界の行為定義の間に結合 (一方的結合) があるかぎりには、他者の私的世界を公的世界の一部 (地位、動機、価値等) として受け入れる必要がないのである。目的、条件、根拠等の移転は、標準化された目的、条件、根拠により、標準化された意味 (法的システムが準備する意味) のもとで行われる。こうした「インパーソナルな」交渉、自己を投入する必要のない交渉、の発展は、脱伝統化する社会のもとで決定的に重要な意味をもつ」 (Sacks [1997], p. 44)。

サックスによれば、第2の領域においては、法律家は、他の職業等とともに、継続性の管理に従事している。ここでも、主として問題になるのは、「日常的」

な安定的な関連性枠組ではなく、法が特別に維持しようとする、相互行為者の人格中立的 (impersonal) な様相の関連性枠組の安定性である。法律事件というのは、紛争を変形させて、周知の日常的条件の様相に訴えることなしに、争点を解決できるような、枠組に当てはめるための、安定的な方法なのである (ibid., p. 45)。

「法によるこの安定的な枠組の維持は、さまざまな他の動機づけと正当化を生産し保障する諸システム (教会、思想等) から、また、近年では、本当に何が起きているのかを再定義することができると主張する専門的システム (たとえば、心理療法家) からの圧力を受けている。この圧力は、なぜわれわれの時代の多くの重要問題が客観的基準から主観的基準への移行の可能性を含んでいるのかを説明するのに役立つだろう。心理療法家が、人の精神状態を定義する彼の能力を主張するとき、彼は、単に古い問題に新しい答えを与えているのではなく、当事者の主観的状态が真に何であるかという問いが本当に重要なのではないかという問題を提起している」 (ibid., pp. 45-46)。

その一方で、法律家が管理・維持する人格中立的な関連性枠組は、日常生活の諸条件に向かって開かれている。この論点において、サックスは、ガーフィンケルの陪審研究と同様の論点——専門性と日常性の異種混合的な関連性体系という現象——に触れている。サックスによれば、法律家は、どの特定のケースにおいても、彼の専門的技能 (= 通常性への完全な意識的見方) を全面的に適用することはない。法律家は、そうすることを認められているのだが、もしすべての側面でその仕方を貫くならば、法のシステムは崩壊してしまう (ibid., p. 46)。

法と社会との開かれた関連性を論じて、サックスは、法の社会的機能は、人々のある種の問いに対して答えを提供することだと結論する。

「非常に広く考えられている法の機能、つまり、規範によって行動を規制することは、おそらく第二義的である。第一義的なのは、「なぜ」という疑問に対して答えを出してもらうようメンバーを社会化することである。宗教と法におけるこの社会化が興味深いのは、この機能が、複雑な社会の発展のたいへん初期において、特殊の技術をもつ集団の管理のもとにおかれたこと、その集団が、彼らの間で、彼らが素人のメンバーにあたえる答が適切かどうかを決め、答えを生産し、維持していることである」 (ibid., p. 47)。

ガーフィンケルは、専門的法律家の仕事を分析しなかった。サックスは、その

影響のもとに専門的法律家の仕事の分析に着手したが、いかにして人格中立的な法の関連性枠組が維持・管理されるかの詳細を明らかにするには至らなかった。わたしたちは、両者を組み合わせることにより、あらためて専門的法律家の仕事の分析に、より接近することができるであろう。

3 「ルールを見出す」作業

◇ ルールの発見はいかにして可能か

「わたしがルールブックだ」といった野球審判がいた。素人は場合により、法律家はつねに、「わたしがルールを決める」という言い方を好まない。法律家がこの言い方を好まない本質的理由は、前節までの議論から推測できる。

第1に、ルールは社会構造の重要な要素であるから、「実際に何がルールであるか」は「証拠に基づく理解」へと動機づけられた探究によって発見されると想定される。第2に、サックスの分析からは、その「ルール」というものが、常識的・日常的世界から区別されたものとして維持・管理されていると理解される。

ルールを用いる者がルールの内容を決めることができるという主張は、ルールが何であるかに関わる、素人の、または専門的な探究の実際についての、素人および専門家の想定された実践と矛盾するのである。

法理論の世界でも、ルールの存在をその主張者の決定に依存させるという主張は、とうてい主流ではない。法を自然の発展や発露だとする自然法の考え方による者 (Fuller [1969=1968]) はもとより、法を人間の工作物であるとする法実証主義の考え方による者 (Hart [1997=1976])、法は特殊な社会的制度だとする者 (Pound [1960=1969]; Geiger [1964]; Weber [1922=1976]) も、社会的ルールは、その社会の制度や慣行に埋め込まれて存在すると主張してきた。これらの考え方には互いに差異があるが、明白な共通性もある。それは、ルールが、社会の特定可能なパターンとして存在し、その場その場の個人や相互行為としてのみ見なされてはならないということである。これは、まさに、社会の中に一般的パターンを発見しようと探究を行う人々が感じていることであり、素人または専門家としてのその人々の探究行為を適切に動機づけているものでもある。

◇ エールリヒの法理論

だが、エスノメソドロジーも共有する「リアルな」見方から、こうした結論に反対した有力な法理論家もいる。

その1人に、法社会学という言葉を作り出した1人であるオーストリアの法学者エールリヒを挙げることができる。エールリヒは、法が個々の紛争事例に関する社会のメンバーの実践的決定の累積にすぎないと主張した。そのうえ、彼は、その決定によって生み出されてきたルールの量が、現在の社会で発生する決定機会の量に比べて、きわめて少ないと評価した。したがって、法理論家や法実務家あるいは法社会学者が、必要なルールをその事例ごとに新たに設定しなければならない（またそうしている）という結論に至った（Erhlich [1913=1984], [1925=1987]）。

アメリカの裁判官フランクは、上級裁判所に比べて下級裁判所の活動は、より事実の認識に近いが、法的事件の事実を確定することが困難であるため、下級裁判所の活動は、既存のルールによって統制されることがより少ないとした。そのため、下級裁判所の実務では、ルールも事実も、裁判官の広範な裁量により確定されなければならない（また実際にそうになっている）と主張した（Frank [1963=1974]）。オーストリアの法哲学者ケルゼンは、法は事実とは明確に区別される規範的存在であり、独特の観点からのみ認識されると考え、法は、義務の「純粋な」体系として把握されるべきだとした。当然ながら、ケルゼンは、こうした義務の体系が複数ありうると考え、その体系の1つが現実妥当する根拠は「政治的決定」に求められるべきだと考えた（Kelsen [1934=1935]）。これらの理論家は、法はつねにその根本において人間の行為の産物であることを否定できない（また実際そうである）と主張した。

ここで、エールリヒの理論とエスノメソドロジーとの学説史的な関連について簡単に触れておく。エールリヒの法学は1930年代に英語圏に紹介され影響を及ぼした。サックスは、エールリヒの社会学的法学（法社会学のこと）に関するエッセイを書いたことがあるという（Sacks [1997], シェグロフによる注釈）。また、アメリカ経営学の祖、バーナードは、彼の組織科学の発想をエールリヒの法社会学の構想から得ている（彼の著『経営者の役割』序文）。このほか、エールリヒへの言及は、組織社会学・法社会学のセルズニック（サックスのバークレーでの指導者）、新制度派経済学のウィリアムソン等に見られる。これらは、エスノメソド

ロジーと、思想上、社会学史上、無縁ではない分野である。

4 規範の発見と維持——その具体例を通じて

◇「ルールの撮影」実験

エスノメソドロギーは、その振舞いの現場を観察することによって、次の問題を、つねに新たな問いとして、問うものだといえよう。いかにして、われわれはルールが存在するかのように振る舞うのか。その基礎にある問題は次のものである。いかにして、われわれは、ルールの社会的存在を発見するのか。

筆者は、2名の学生に対して、「社会のルール」というパターン化された存在を証拠によって他の学生に説明するという作業を要求してみた。これは、2000年度の法学部の筆者のゼミの学生12名が集団的に行ったものである。

2人の学生にデジカメを渡し、「暗黙のうちに守られている社会のルールと思われるものを撮影してくるように」要求した。「社会のルール」がどう定義されるかは、筆者からは明らかにせず、それぞれの学生が判断してよいものとした。ただ、それが守られていることが「一見して分かる」ものを撮影するよう要求し、「社会のルール」とされるものもいろいろあるが、よく「見なれたルール」を撮影することが望ましいと指示した。他の10名の学生にはその2名の学生がどんな課題を与えられたかは教えなかった。撮影者の学生には、撮影時にそれぞれの写真がなぜあるルールの存在を示すと言えるのかをメモするように指示していた。

1週間後、撮影担当の学生は8枚の写真を撮影してきた。そして、12名の学生全員で写真を見ながら、依然として課題の内容は明かさずに、写真に何が写されているかを述べあった。最後に、撮影者の学生が写真の意味を明らかにした。

ほとんどの写真について、それが「社会的ルール」を撮影したものであることを知らせずに議論すると、10名の学生はそのことに気づかなかった。

次にそれがルールの撮影という課題の遂行であることを知らせてから写真の意味について議論すると、ほとんどの写真について、「撮影者が述べるルールの写真であることは理解できること」、しかし「撮影者が述べなかったルールの写真であると見なす余地があること」について、全員が同意した。いくつかの写真については、それがルールを写したものであることに多数が反対した。

これらの議論の後、12名の学生全員に「来週までにルールが明らかに観察できるとされる状況をフィールドノーツの形式で書いてくるよう」要求した。12名の学生がそれぞれ「社会的ルール」が観察できる報告をまとめてきた（実験のこの部分については、榎村〔近刊b〕で取り上げている）。

◇「ルール」発見の様相

次に、そのうち2枚の写真を検討してみよう。読者は、この写真が、「一義的に『社会的ルール』を示す証拠となっているか」と問うことで、「社会的ルール」という社会的パターンを、眼に映るものの中から発見するために、自らが利用している手続きを見ることができよう。

それらの写真のうち、2枚を掲げる。

まず、わたしたちは、これらの写真が何を写したものか、という問いには、簡単に答えられることに気づくだろう。たとえば、写真10-1は、「駅前」「駐輪場」「道ばた」等を写したものだといえよう。写真10-2は、「店先」「スーパー」「レジ」等と答えることができよう。こうした答えは、日常的な文脈で〈普通の実践に役立つ（for all practical purposes）〉答えである。たとえば、待合わせをするという目的のためには、とりわけこの写真の場所を知っている人の間では、この写真は十分な情報を与えているであろう（なお、ガーフィンケルの用語法では、〈普通の実践に役立つ〉という語は専門的文脈における実践性もカバーしている。Garfinkel [1967a], p. vii）。

これに反して、これらを見て、「社会的ルール」を写したものだという判断に達することはきわめて難しいに違いない。また、それが「社会的ルール」を写したのだと述べられた後でも、どのような「社会的ルール」を写したのかという問いには、うまく答えられないのではないだろうか。「社会的ルールを証拠に基づいて発見すること」と「日常の場面の意味を証拠に基づいて発見すること」の間に重要な相違がある。2つの種類の「証拠による事実認識方法」は、異なるパターンを生成するのである。

このことに関して、また、注目してよいことは、わたしたちは、どの社会的ルールを写したのかという問いに答えられなくとも、この写されたような場面で社会的ルールに違反することで制裁を受けるという恐れも抱かない、ということである。社会的ルールに従えるということと、特定の社会的ルールを証拠によっ



写真 10-1



写真 10-2

て発見することとは、端的に異なることなのである。

◇ 証拠に基づく「ルール」の発見

では、どのようにして社会的ルールを証拠によって発見することができるのか。このための方法のもついくつかの側面をごく簡単に検討しよう。

写真 10-1 と写真 10-2 を撮影した学生（同一人）が、撮影時にメモして、与えた説明はそれぞれ次のものだった。

① 「駐輪場」 JR 六甲道駅南側の駐輪場。駐輪場のすぐ向こうに、大量の違法駐輪がされている。駐輪場の中にも、代金を支払っていない違法の駐輪がある。しかし、違法駐輪の自転車も合法の駐輪の自転車も、そのほとんどが、きっちり同じ方向を向いて並んでいる。できるだけ多くの自転車が止まるように、同じ方向を向けてできるだけつめて駐輪するという「きまり」が守られている。

② 「レジ」 レジで客が店員に代金を支払っている。紙幣や貨幣に一定の価値を認め交換の仲立ちとするという「きまり」が当然のこととして守られている様子。

ここから、次の様相を観察することができる。

(1) 状況の誰もが知ることのできるものとしての写真の特徴を利用すること
たとえば、写真 10-1 の説明では、「ほとんど〔の自転車〕が、きっちり同じ方向を向いて並んでいる」という特徴を、誰もが写真の中に見出すことができると、撮影者は主張している。

(2) ルールを守るという観念との関係で写真の特徴を利用すること たとえ

ば、「ほとんど〔の自転車〕が、きっちり同じ方向を向いて並んでいる」ことは、その背景に見られる「駐輪場のすぐ向こうに、大量の違法駐輪がされている。駐輪場の中にも、代金を支払っていない違法の駐輪がある」という状況の混乱した特徴と対比されることで、「ルールに従っていること」が際立たされている。

(3) 誰もが合意できる目標という観念との関係で写真の特徴を利用すること
「ほとんど〔の自転車〕が、きっちり同じ方向を向いて並んでいる」ことは、「できるだけ多くの自転車が止まるように」という目標に結合される。そこから、写真の具体的な特徴は、「同じ方向を向けてできるだけつめて駐輪する」という「努力」を含意する「規範的」命題にパラフレーズされている。

(4) 誰もが知っている制度的特徴を利用すること　たとえば、写っている人は「客」「店員」と叙述され、行為は「代金を支払っていること」と叙述されている。その理解のうえにたち、「貨幣や紙幣への信頼」という主観的要素を含意する規範的命題が構成されている。

(5) その他「ルール」を用いることに関わる様相を利用し、そうでない特徴を無視すること　重視される様相には、意図性、努力、慣例化、制裁、他者からの評価、論争可能性、感情、等であり、無視されたり対比されたりする様相は、人の個性、逸脱の存在などである。そうした説明の仕方は、上の例とともに、次のような例に現れている。③～⑧はそれぞれ、写真 10-3～10-8 に撮影者が与えた説明である。

③「駅の切符売り場」　電車に乗るためにわざわざ自分で切符の代金を調べ、機械に並んで切符を買うのは客にとっては手間だが、全員が行えば駅の人の流れはスムーズになる。電車に乗るためには切符を買わねばならないという決まりが守られている様子。

④「通りすがりの人がごみを捨てているところ」　飲み終えたペットボトルの空を分別して捨てるという行為は、法で律してはいないものの、環境保護などを念頭におくと、ある程度定着した行いであるし、もし誰かに咎められた場合、言い負かすのは難しいであろう。ゆえにこれは暗黙のルールといえると思う。

⑤「友人が煙草を道の灰皿に捨てるところ」　いまやCMでも「私は捨てない」と暗にプレッシャーをかけられ、携帯灰皿というものが市場に出回り、それを持っているということが「マナーのよい大人」視されていることに間違いはない。煙草を道端に捨てる人にその行為の非常識さを説明することは、チンピラの理論で迫られないかぎり、



写真 10-3



写真 10-4



写真 10-5

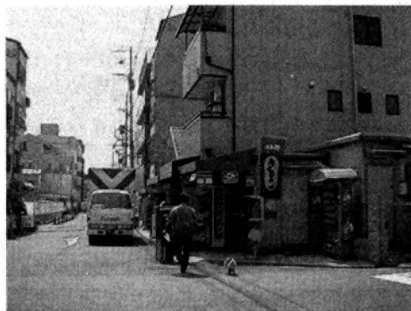


写真 10-6



写真 10-7



写真 10-8

私にもできそうである。多分。

⑥「犬の散歩にビニール袋を持ち歩く人」 犬を飼うということは犬のしでかしたことをすべてに飼主が責任をもつということである。それは訴訟なども起きていることから判断し、社会的に認知されていることである。

犬のフンは汚物である。このことに間違いはない。そして汚物で公共の道路を汚したままにしておくことは非常識である。ゆえに、犬のフンを回収する袋を持って散歩することは社会の決まりといえる。

⑦「煙草の自動販売機の補充をする人」 煙草の自動販売機でもジュースの自動販売機でもそうだが、それは煙草とジュースのお店と同然だ。お店に入って、「すみません。煙草もジュースも全部品切れなんです」では納得がいかない。だったら閉めろという話だ。それは極端にしろ、なるべく商品の切れがないようにマメに足すのが商売人のギムだと思われる。

⑧「バスに並ぶ人々」 割込みは、頭にこないときもあるが、急いでるとき、または態度が余りにふてぶてしいときに怒りの衝動が湧き起こらない人があるだろうか。言うまでもないルールである。

(6) 規範の発見は、法典、慣習、習律、等のコーパスへの所属の論証ではなく、規範利用のコンテキストの中に、その規範を継続的に所属させ続けることから成り立つ わたしたちが、規範を発見するのは、これらの説明を読み進む中においてである。これらの説明は、論争の開始でありうる。多くの人々が、異なった規範を発見するのであり、それらを調整するための対話の継続が動機づけられる。新たな事象の発生が、新たな規範の探究を促すことは、よく知られている。こうして、規範は、他の類型的パターンと同様に、ある時点でその規範性が確定されるというよりは、その規範性が管理され続けるのである。

◇法のエスノメソドロジーを実践するために

本章では、社会的ルールと法とを連続的にとらえる方法を示した。

通常、人は、正しいやり方を無意識にとっているが、それを主題的に意識しつつ行為してはいない。行為がこのような状況にある場合は、「規律されないやり方」と呼べる。「規律されないやり方」は、日常的に説明可能な行為を生み出すが、行為がどのような規範に従っているのかを、把握することを含んでいない。

行為がそもそも規範に従っているのかどうか、また、どのような規範に従っているのかは、問われることがあまりない。

人が従っている規範を発見することは、動機づけられた探究である。そこでは、証拠に基づく事実発見の方法がとられている。「社会的ルール」を証拠に基づいて発見する方法を観察可能にするために実験状況を工夫すると、そこでは、「ルールに従うこと」というパターン（による報告可能性）を、事実発見の過程で、維持し、管理するという実践が観察できる。

法律家の行為は、規範を発見することのみを内容とするものではないが、規範を発見するために外界への探究を行うことを本質的な要素として含んでいる。エールリッヒが述べるように、社会的ルールは、法の基礎的な事実である。法律家が行う決定、評価、記録、計画、調整等の合理的活動は、少なくとも規範の事実としての発見可能性を前提として行われている。

法的交渉、法的相談、法的闘争、法的決定、法的決定評価、法的理論化、法的記録等、さまざまな法律家の行為は、規範的事実探究の限りないバリエーションを示している。法律家の行為は、素人の行為と一対となっていて行われる（樫村[1998]）。法律家の行為と素人の行為との対応関係の分析は法のエスノメソロジーの重要なテーマである。さしあたり、わたしたちは次のことを確認しておきたい。すなわち、法というものが、現世で行われる、法律家と素人による規範的事実探究の行為の中の、観察可能な様相として存在しており、それ以外のどこか別のところに見出されるものではないということである。